

令和 8 年度障がい者工賃向上研修事業仕様書

1 委託事業名

令和 8 年度障がい者工賃向上研修事業

2 事業の目的

「宮崎県障がい者工賃向上計画」に基づき、各事業所の工賃水準の引上げのための取組を積極的に支援することを目的とする。

3 業務を委託する期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 5 日

4 事業の内容

受託者は、以下に示す内容に従い、本事業を実施するものとする。なお、ここでいう「企画、運営」とは、研修等参加者のとりまとめや講師の選定及び調整、告知用のチラシの作成、研修資料の作成・印刷、アンケート作成・集計等の研修実施に係る一切の業務とする。

(1) 工賃向上等全体研修会の企画、運営

- ① 対象者
県内の就労継続支援 A 型及び B 型事業所における事業所職員等
- ② 開催方法
対面形式又はオンラインによる実施（1 日間を想定）
- ③ 日程（予定）
令和 8 年 10 月下旬
- ④ 研修内容
工賃向上に対する意識の底上げと、工賃向上に必要となる知識の習得を目的とした研修内容の企画及び運営を行う。研修のカリキュラムに、実際に工賃向上を達成した事業所関係者を招聘し、当該事業所が取り組んだ先進事例を紹介する内容を含めることが望ましい。
- ⑤ 研修参加費
無料とする。

(2) 工賃向上等リーダー研修会の企画、運営

- ① 対象者
県内の就労継続支援 A 型及び B 型事業所における管理者及びサービス管理責任者等（事業所におけるリーダー人材）
- ② 開催方法
対面形式（2 日間を想定）
- ③ 日程（予定）
令和 8 年 11 月 10 日、11 日
- ④ 研修内容
工賃向上の取組を進めるために必要となるリーダーシップ及びマネジメントスキルの向上を目的とした研修内容の企画及び運営を行う。10～20 名の少人数参加者で、連続した講座やグループワーク及びディスカッション等を行うことで、工賃向上リーダー人材としての養成及び受講者間のネットワーク構築を図ること。
- ⑤ 研修参加費
無料とする。

(3) 会計業務

受託者は、次に掲げる会計業務を行うものとする。

なお、支出に当たっては、受託者の代表者又は代表者から委任を受けた者が決裁した上で支出するものとし、複数によるチェックを基本とする。

① 支払事務

報酬、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、所得税等

② 契約事務

公共料金、パソコン等

③ 会計書類の整備

支出伺、領収書、現金出納簿、元帳、収支精算書

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、宮崎県と緊密に連携し、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を宮崎県に連絡し、その指示に従うこと。

なお、受託者は、業務の過程において宮崎県から指示された事案については、迅速かつ的確に実施すること。

- (2) 本業務に係る経費については、証拠書類に基づき精算すること。

- (3) 今回の委託に当たって宮崎県から引継ぎを受けた文書（文書、図画及び写真並びに電磁的記録をいう。以下同じ。）及び受託者が作成した文書については、全て宮崎県に帰属するものとする。

- (4) 本業務にて利用する研修会及びセミナー会場については、県が所有する会場等の利用を基本とするが、会場等の予約状況等によっては利用できない可能性があることを考慮すること。

- (5) 各種研修案内のほか、各種広報物を作成・配布するに当たっては、事前に宮崎県の確認を受けた上で行うこと。

- (6) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、宮崎県と受託者の協議の上、決定する。